

# 「宇部市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

## I はじめに (P1~2)

### ○取組の経緯

- (1) 国においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 25 年 4 月施行)に基づき、現行計画を改定し、平成 25 年 6 月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定
- (2) 県では、国の行動計画を踏まえ、現行計画を改定し、平成 25 年 11 月に「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
- (3) 県の行動計画では、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置を示すとともに、市町が市町行動計画を作成する際の基準となるべき事項が定められた。
- (4) 本市では、国や県の行動計画に基づき、「宇部市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定(平成 26 年 6 月)

### ○市行動計画の対象とする感染症

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

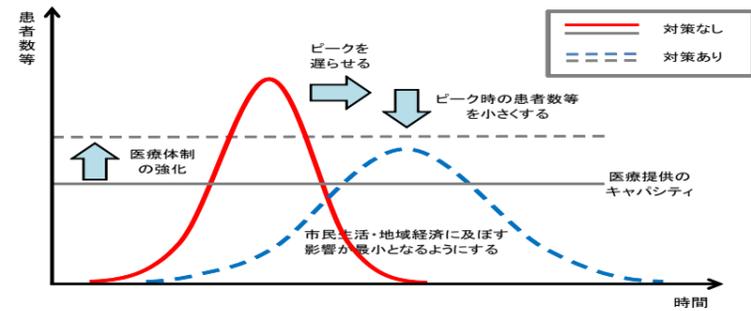
## II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 (P3~P23)

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

### 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市行動計画では、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示す。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示す。



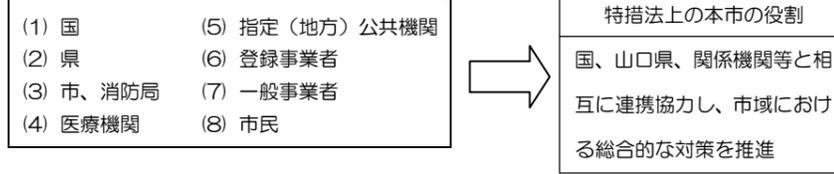
### 3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

本市の新型インフルエンザ流行規模(推計)

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数						
医療機関を受診	日本		山口県		宇部市	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約6,000人	約23,000人	約800人	約2,800人
死亡者数	約17万人	約64万人	約2,000人	約7,000人	約300人	約900人

中等度 1957年アジアインフルエンザ並み(致死率 0.53%)  
 重度 1918年スペインインフルエンザ並み(致死率 2.0%)

### 4. 対策推進のための役割分担



### 5. 市行動計画の主要 6 項目(概要)

- (1) 実施体制
  - ・宇部市新型インフルエンザ等対策推進会議(会長：健康福祉部長)
  - ・宇部市新型インフルエンザ等対策本部(本部長：市長)
  - ※宇部市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく

国	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期
			地域未発生期	地域発生早期	地域感染期		
体制	宇部市新型インフルエンザ等対策推進会議	(国の緊急事態宣言後設置) 宇部市新型インフルエンザ等対策本部 ※任意設置も可				緊急事態解除宣言がされたときは、本部を廃止	
宇部市新型インフルエンザ等対策推進会議							

- (2) サーベイランス・情報収集
  - ・国や県、医師会が実施するサーベイランス等の情報収集
- (3) 情報提供・共有
  - ・各種媒体を利用した、継続的な分かりやすい情報提供
  - ・コールセンター(相談窓口)の設置
- (4) 予防・まん延防止
  - ・市民に対する基本的な感染対策の実施促進(マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等)
  - ・予防接種体制の構築と実施(特定接種、住民接種※)
  - ※特定接種とは、政府行動計画に規定された特定接種対象業種等に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員へ接種するもの(市職員、休日・夜間救急診療所職員など)
  - ※住民接種とは、市が実施主体となり、政府行動計画に規定された接種順位の基本的な考え方に基づき、市民へ接種するもの
- (5) 医療
  - ・宇部・小野田圏域での医療提供体制に関する県との情報共有や休日・夜間救急診療所の医療体制の整備
- (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保
  - ・新型インフルエンザに多くの市民が罹患し、各地域での流行が 8 週間程度続く想定での市民生活及び地域経済の安定の確保のために必要な措置

### 6. 発生段階

発生段階	状態	
	国	市、県
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## III 各段階における対策 (P24~P47)

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の具体的な対策を記載している。発生段階は、県に準じる。

発生段階	目的
未発生期	・発生に備えた体制整備
海外発生期	・市内発生に備えた体制整備 ・市内発生の遅延と早期発見
地域未発生期	・市内発生に備えた体制整備
地域発生早期	・市内での感染拡大の抑制 ・患者への適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制整備
地域感染期	・医療体制の維持 ・健康被害の抑制 ・市民生活及び地域経済への影響抑制
小康期	・市民生活及び地域経済の回復 ・第2波に備えた措置

特措法に基づく新型インフルエンザ発生時の流れ

